

伊丹市立小中学校区域外通学取扱い基準

承認（承諾）事由		承認（承諾）期間	添付書類	留意事項
1	いじめ、不登校その他心身に特別な事情がある。	学年末まで (継続申請可)	転校前の在籍学校長の副申書、新中学1年生の場合は在籍小学校長の副申書、住民票(継続申請の場合不要※)又は就学通知書(転入学通知書)	事前に学校教育課への相談が必要。
2	特別支援学級がある学校に通学させたい。	卒業まで (継続申請可)	医師の診断書等の理由を証する書類、住民票(継続申請の場合不要※)又は就学通知書(転入学通知書)	事前に学校教育課への相談が必要。
3	転居予定のため、予め転居予定校区の学校に通学させたい。	転居日まで	不動産売買・賃貸契約書等の転居地・転居日が確認できる書類 住民票又は就学通知書(転入学通知書) ただし、保護者名の記載がない場合は住民票とする※)	
4	やむを得ず住民票は異動させたが、転居していないので実際に居住している校区の学校に通学させたい。	転居日まで	住民票又は就学通知書(転入学通知書)、民生児童委員の状況確認書・意見書	
5	転居のため指定校の変更があったが、従来の学校に通学させたい。	学年末まで	住民票又は就学通知書(転入学通知書)	
6	最終学年であり、従来の学校で卒業まで通学させたい。	卒業まで	住民票又は就学通知書(転入学通知書)	小学6年生及び中学3年生が対象。
7	商店等を経営しており商店等の所在する校区の学校または、下校後は親戚宅等で過ごすため、親戚宅等の住所が該当する校区の学校に通学させたい。	学年末まで (継続申請可)	住民票等の商店や親戚宅等の所在地を証明できる書類(継続申請の場合不要※)、就学通知書(転入学通知書)	
8	自治会等、地域活動区域と学校区が異なるため、地域活動区域の学校に通学させたい。	学年末まで (継続申請可)	住民票(継続申請の場合不要※)は就学通知書(転入学通知書)	原則として、小学生を対象とする。
9	諸事情により住民票の異動ができないので、実際に居住している校区の学校に通学させたい。	住民票の異動日まで	民生児童委員の状況確認書・意見書又は公共料金等の支払通知書等 住民票又は就学通知書(転入学通知書)	
10	当表の1～10及び12に該当するいずれかの事由により兄弟姉妹等が校区外の学校に通学している場合で、その兄弟姉妹等と同じ学校に通学させたい。	学年末まで (継続申請可)	区域外通学を承認・承諾されている兄弟姉妹の区域外通学通知書、住民票(継続申請の場合不要※)又は就学通知書(転入学通知書)	
11	1～10の事由に準じ、かつ教育委員会が特に必要と認める場合。	学年末まで (継続申請可)	教育委員会が指定した書類	

※ 継続申請の場合は、原則として住民票の提出を要しない。ただし、住所変更その他、教育委員会が必要と認める場合は提出を求めることがある。

※ 本基準は伊丹市立小・中学校への就学を対象としているため、他市町村への区域外通学等については、該当する市町村の教育委員会に相談すること。

※ 本基準の適用開始は令和9年1月1日(区域外通学希望期間が令和9年4月1日以降のもの)からとする。